

第 1 2 次徳島県職業能力開発計画の策定について

国において、次年度、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの「職業能力開発計画」の策定が行われる予定です。

県においても、国の計画策定と合わせて、職業能力開発施策の基本的方向を示す「第 1 2 次徳島県職業能力開発計画」（計画期間：令和 8 年度から令和 1 2 年度の 5 年間）を、本審議会のご意見をいただきながら策定していきたいと考えています。

参 考

職業能力開発促進法では、都道府県における職業能力開発計画の策定について、次のとおり定められています。

1 県の策定義務等（法第 7 条第 1 項）

「都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」

2 計画に定める事項（法第 7 条第 2 項）

「都道府県職業能力開発計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。」

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 策定に当たっての意見反映（法第 7 条第 3 項）

「都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

第１２次徳島県職業能力開発計画策定スケジュール（案）

1	令和７年　８月頃	①徳島県職業能力開発審議会　第１回総会 ・「第１２次徳島県職業能力開発計画について（諮問）」 ・部会構成員の決定
2	令和７年１０月頃	②徳島県職業能力開発審議会　第１回部会 「第１２次徳島県職業能力開発計画（骨子案）について」
3	令和７年１２月頃	③徳島県職業能力開発審議会　第２回部会 「第１２次徳島県職業能力開発計画（素案）について」
4	令和８年　１月頃	④徳島県職業能力開発審議会　第２回総会 「第１２次徳島県職業能力開発計画（素案）について」
		○パブリックコメントの実施
5	令和８年　３月頃	⑤徳島県職業能力開発審議会　第３回総会 「第１２次徳島県職業能力開発計画（答申案）について」
		○「第１２次徳島県職業能力開発計画について（答申）」
		●「第１２次徳島県職業能力開発計画」を策定

※部会は必要に応じて開催